

病弱教育におけるICT活用

京都女子大学
京都教育大学大学院
滝川国芳

教授
教授



独立行政法人教職員支援機構

目次

- 1 病弱教育の意義
- 2 教科指導等におけるICT活用
—特別支援学校学習指導要領から—
- 3 合理的配慮のためのICT活用
- 4 小学校・中学校・高等学校での
病気療養児へのICT活用に関する制度
- 5 まとめ

病弱教育の意義

- 子どもが病気になり、治療のため病院に入院することになると、それまで通っていた小学校、中学校、高等学校に通うことができなくなる。
- 日本には、病院に隣接する学校や病院内に学校や学級を設置することによって、病気療養中であっても教育を受けることができる教育制度がある。
- 病弱教育とは、入院治療が必要となった子どもや継続して医療を必要とする子どもを対象とする教育である。

病気療養児の教育について(審議のまとめ)

平成5年 病気療養児の教育に関する調査研究協力者会議

病弱教育の意義

- 学習の遅れの補完, 学力の補償
- 積極性・自主性・社会性の涵養
- 心理的安定への寄与
- 病気に対する自己管理能力
- 治療上の効果等

- 病気により入院治療することとなった児童生徒が教育を受けるためには、在籍していた小学校、中学校、高等学校等から、病院内にある特別支援学校（病弱）、小中学校病弱・身体虚弱特別支援学級等の「病院内にある学校」に転学することが必要となる。
- さらに病気療養を必要する子どもたちは、学校間の転出入を繰り返すこともある。
- また、退院後の病気の子どもや、慢性の心臓疾患、腎疾患やてんかん等のある子どもの多くは、小中学校の通常の学級、高等学校に在籍している。

● 特別支援学校（病弱）

- 一 慢性の呼吸器疾患，腎臓疾患及び神経疾患，悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの
- 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

（学校教育法施行令第22条の3）

本校・分校・分教室

小学部・中学部・高等部

● 小中学校の病弱・身体虚弱特別支援学級

- 一 慢性の呼吸器疾患，その他の疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの
- 二 身体虚弱の状態が持続して生活の管理を必要とする程度のもの

（平成25年10月4日付け25文科初第756号初等中等教育局長通知）

小中学校の校舎内に設けられている病弱・身体虚弱特別支援学級

病院内に設けられている病弱・身体虚弱特別支援学級

●小中学校、高等学校の通級による指導（病弱・身体虚弱）

病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

（平成25年10月4日付け25文科初第756号初等中等教育局長通知）

通常の学級に在籍

●小中学校の通常の学級、高等学校における指導

- ・病気の子供の多くは、小中学校等の通常の学級で、健康面や安全面等に留意しながら学習していることが多い。
- ・また、継続的な治療や特別な配慮・支援が必要であっても、病気の状態や学習環境の整備状況等によっては、通常の学級で留意して指導することが適当な場合もある。

教科指導等における ICT活用

— 特別支援学校学習指導要領から —

平成29年4月公示

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領

第2章 各教科

第1節 小学部

第1款 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校

各教科の目標、各学年の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校学習指導要領第2章に示すものに準ずるものとする。

指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱いに当たっては、児童の障害の状態や特性等を十分考慮するとともに、特に次の事項に配慮するものとする。

- 1 視覚障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校
- 2 聴覚障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校
- 3 肢体不自由者である児童に対する教育を行う特別支援学校
- 4 病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校

病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校

第2章 各教科 第1節 第1款

(3) 体験的な活動を伴う内容の指導に当たっては、児童の病気の状態や学習環境に応じて、間接体験や疑似体験、仮想体験等を取り入れるなど、指導方法を工夫し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。

知らない場所へ行くことに強い不安を感じる児童生徒が社会見学をする場合には、例えば、仮想的な世界を、あたかも現実世界のように体感できるVR (Virtual Reality) の技術を使った機器を活用して見学先を事前に仮想体験するなどして、不安を軽減してから見学することで、積極的に参加できるようにすることも大切である。

しかし、病気の状態等によっては、どのように指導方法を工夫しても直接的な体験ができない場合があるので、その際は、例えば、火気を使用する実験ではWebサイトでの実験の様子を見て間接体験をする、又はタブレット端末で実験シミュレーションアプリを操作することにより疑似体験をする、社会科で地域調査をする際にテレビ会議システム等を利用して地域の人から話を聞くなどの間接的な体験をする、体育科では体感型アプリ等を利用してスポーツの疑似体験を行うなど、指導方法を工夫して、学習効果を高めるようにすることが大切である。

VR (Virtual Reality) の技術を使った機器の活用 : VRゴーグル

(埼玉県立けやき特別支援学校の実践)

見学や実験・観察など直接体験できない場合、360度カメラで撮影した映像を教室や病室で、VRゴーグルを用いて視聴する。



病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校

第2章 各教科 第1節 第1款

(4) 児童の身体活動の制限や認知の特性、学習環境等に
応じて、教材教具や入力支援機器、補助用具などを
工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを
有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

病気のため教室に登校できない場合には、病室内で指導する教師と教室で指導する教師とが連携を取りながら、テレビ会議システムにより病室内でも授業を受けることができるようにするなどして、学習できる機会を確保するために情報機器を活用することも大切である。

その際、タブレット端末等の情報機器を使って教室の具体物をインターネットで遠隔操作できる場面を設けるなど、療養中でも、可能な限り主体的・対話的な活動ができるよう工夫することが重要である。

教室の机の上にテレプレゼンスロボットを置き、インターネットで自宅や病室から遠隔操作

(京都市立桃陽総合支援学校の実践)



教室

遠隔授業

自宅



合理的配慮のためのICT活用

教育課程実施のための
個別の指導計画の作成に際して

教育支援資料

～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～
文部科学省(平成25年10月)

第3編 V-3

病弱・身体虚弱の子供の教育における
「合理的配慮」の観点

を念頭に置くことが重要

ICT等の活用に関する記述がある

病弱・身体虚弱の子供の教育における「合理的配慮」の観点

①-2 教育方法

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

病気のため移動範囲や活動量が制限されている場合に、ICT等を活用し、間接的な体験や他の人とのコミュニケーションの機会を提供する。(友達との手紙やメールの交換、テレビ会議システム等を活用したリアルタイムのコミュニケーション、インターネット等を活用した疑似体験等)

①-2-2 学習機会や体験の確保

入院時の教育の機会や短期間で入退院を繰り返す子供の教育の機会を確保する。その際、体験的な活動を通して概念形成を図るなど、入院による日常生活や集団活動等の体験不足を補うことができるように指導する。(視聴覚教材等の活用、ビニール手袋を着用して物に直接触れるなど感染症対策を考慮した指導、テレビ会議システム等を活用した遠隔地の友達と協働した取組等)

ICT活用のための
基礎的環境整備

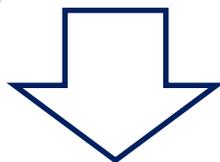
合理的配慮における
ICT活用

個別の指導計画に基づいたICT活用

●パソコンやタブレット端末を使うために、
どんな授業をしたらいいのかな・・・

ではなくて

Action
改善



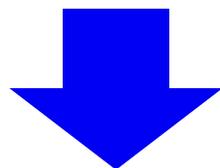
【指導目標を達成するために】

これまでの教授・学習活動をさらに促進するICT教材・教具

できなかった教授・学習活動をできるようにするICT教材・教具

病弱教育での教材教具の創意工夫

学習の空白、授業時数の制約、経験の不足や偏り、
身体活動の制限などのため、
自主性や主体性が乏しかったり、基礎的・基本的な内容が
十分に学習できていない場合が比較的多い



教材教具の工夫が極めて重要である

ICT活用の創意工夫

- 学校の教室と病室や自宅とをつないで、リアルタイムの同時双方向授業をしたい
- 少人数授業を行っている病院にある教室を複数つないで合同での授業がしたい
- 体調の急変や家庭の都合等で、今日は学校への登校が困難な状況だ

こんなときには

WEB会議システムの活用

小学校・中学校・高等学校での 病気療養児へのICT活用に関する制度

平成27年4月から、学校教育法施行規則の改正により、全日制・定時制課程の高等学校、特別支援学校の高等部における遠隔教育が可能となった。

全日制・定時制課程の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部における授業の方法として、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる授業を、学校教育法施行規則に位置付け、制度の弾力化を図る。

疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間高等学校等を欠席すると認められる生徒等を対象として、その実態に配慮した特別な教育課程を編成して教育を実施する必要があると文部科学大臣が認める場合に、特別な教育課程を編成することを可能とする。

高等学校等におけるメディアを利用して行う授業に係る留意事項について（通知）

令和元年11月26日 文部科学省初等中等教育局長通知

平成27年4月24日付け27文科初第289号

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）」（一部抜粋）

高等学校等の教育は、心身の発達に応じて行うこと等を目的とするものであり、高等学校等の生徒の特性に鑑み、机間巡視や安全管理を行う観点から、原則として、受信側の教室等に当該高等学校等の教員を配置するべきであること。

ただし、病室等において、疾病による療養のため又は障害のため相当の期間学校を欠席すると認められる生徒に対し、施行規則第88条の3の規定に基づきメディアを利用して行う授業の配信を行う場合その他の特別な事情が認められる場合には、受信側の病室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しないこと。

小・中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）

平成30年9月20日
文部科学省初等中等教育局長

この度、病気療養児に対する教育の一層の充実を図るため、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校小学部・中学部（以下「小・中学校等」という。）において、病院や自宅等で療養中の病気療養児に対し、インターネット等のメディアを利用してリアルタイムで授業を配信し、同時かつ双方向的にやりとりを行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等については、下記によることとしましたので、適切に対応されるようお願いいたします。

【趣旨】

小・中学校等では、病院や自宅等で療養中の病気療養児に対する学習支援として同時双方向型授業配信やそれを通じた他の児童生徒との交流を行っている場合があり、それにより病気療養児の教育機会の確保や学習意欲の維持・向上、学習や学校生活に関する不安感が解消されることによる円滑な復学につながるなどの効果が見られている。

このような状況を踏まえ、病気療養児に対する教育の一層の充実を図るため、小・中学校等において同時双方向型授業配信を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすることができることとするものである。

ま と め

- 病気療養中の子供が主体的で意欲的に活動できる環境を整備し、達成感、自己効力感をもつことができるように配慮しながら教育活動を行う。
- その際、インターネットやパソコンやタブレット端末、VRゴーグル、テレプレゼンスロボットなどのICTを活用した教育がより一層求められる。

- ICTを活用して、児童生徒の興味関心に合わせた教材教具や自宅や病室でも使用できる教材教具を工夫することによって、療養中でも、可能な限り児童生徒の自主的、主体的な学習を促進し、基礎的・基本的な内容を児童生徒が確実に身につけることを目指す。
- 直接体験する機会をなるべく多くすることはもちろんであるが、指導方法を工夫しても、直接的な体験ができない場合には、視聴覚教材や情報ネットワーク等のICT活用によって学習効果を高めるようにする。

病弱教育におけるICT活用

京都女子大学
京都教育大学大学院
滝川国芳

教授
教授



独立行政法人教職員支援機構